

令和 8 年度さいたま市障害者施設等物価高騰対応支援金給付事業実施要綱

令和 8 年 9 月 1 7 日福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の負担を軽減するため、障害者施設等に対し、事業継続に向けた支援金を予算の範囲内で給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「障害者施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号、以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、さいたま市生活ホーム事業実施要綱（平成 13 年さいたま市告示第 53 号）、さいたま市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 22 年さいたま市告示第 215 号）、さいたま市心身障害者地域デイケア事業実施要綱（平成 13 年さいたま市告示第 51 号）に基づく障害福祉サービス等を提供する施設・事業所のうち、別表 1 に定めるものをいう。

(給付の対象)

第 3 条 支援金の給付の対象となる障害者施設等（以下、「給付対象施設」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) さいたま市内に本体事業所が所在すること。
- (2) さいたま市が設置する事業所等でないこと。（指定管理者制度により、さいたま市以外の者が運営する事業所等を含む。）
- (3) 障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による指定を受けていること、又は、さいたま市生活ホーム事業実施要綱、さいたま市地域活動支援センター事業実施要綱、若しくはさいたま市心身障害者地域デイケア事業実施要綱により設置が認められていること。ただし、みなし指定のものを除く。
- (4) 令和 8 年 7 月 1 日現在において障害福祉サービスを提供しており、かつ交付申請日において休止し、又は廃止していないこと。
- (5) プロパンガスを契約していること。

(給付単価及び給付額)

第 4 条 支援金の単価は別表 2 のとおりとし、給付額は、当該単価に定員数又は事業所数を乗じて得た額とする。ただし、共同生活援助系の 1 住居の定員数は、

6人未満の場合は一律6人とする。

2 一の施設・事業所において算定できる回数は1回とする。

(給付の対象者)

第5条 支援金の給付の対象となる者(以下、「給付対象者」という。)は、さいたま市内において、障害者施設等を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の対象とならない。

- (1) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(支援金の申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者は(以下、「申請者」という。)、令和8年度さいたま市障害者施設等物価高騰対応支援金給付事業支援金給付申請書(様式第1号)を、以下の各号の添付書類と併せ、電子申請受付システムにより市長に提出するものとする。

- (1) (別紙1-1～1-3)申請額算出内訳(該当する様式のみ提出)
- (2) プロパンガスを契約していることがわかる書類
- (3) その他市長が定める書類

添付書類のうち(2)については、令和7年度(第2回)さいたま市障害者施設等物価高騰対応支援金給付事業の申請の際に当該書類を提出しており、かつ記載内容に変更がない施設・事業所に限り、提出を省略することができる。

2 前項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

(給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による給付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、給付を決定した場合は、令和8年度さいたま市障害者施設等物価高騰対応支援金給付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の給付の決定により、申請書の内容のとおり、支援金支払いの請求があったものとみなす。

3 市長は、支援金を給付しないことを決定した場合は、令和8年度さいたま市障害者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令に違反する行為があったとき。

(2) 不正の手段により支援金の交付を受けた又は受けようとしたとき。

(3) 本要綱の規定に照らし、給付対象者又は給付対象施設に該当しないことが明らかになったとき。

(4) 本要綱の第5条第2項各号に該当したとき。

(5) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 支援金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(給付の条件)

第10条 給付の決定の条件として、事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）、中止、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(書類の整備等)

第11条 支援金の給付を受けた者は、給付事業に係る証拠書類等を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類等は、当該給付事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月17日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付した支援金については、第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。